

や

ま

く

ら

通信

～やまぐち・くらしの安心ネット通信～

若者版

発行：山口県消費生活センター

消費生活トラブル情報 **注目!**令和6年9月18日
-第75号-

相談事例

「〇〇ペイで返金します」と
言われたら詐欺を疑って!

ネット通販で約 7,000 円のアクセサリを購入した。支払方法は銀行振込みのみで、事業者に振り込み完了メールを送った後、「在庫が欠品しているため、注文をキャンセルします」というメールが届いた。「払い戻しは〇〇ペイで行います」との内容で、LINE の友達登録をするよう指示があり、ビデオ通話で指示をされるがまま〇〇ペイに数字を言われて入力した。何度か相手から「失敗している」と言われ、複数回操作した結果、約 10 万円の送金していることが分かった。



アドバイス

- ・「〇〇ペイで返金します」と言われたら詐欺を疑ってください！ネット通販の商品代金を銀行振込や電子マネーで支払っているのにも関わらず、**支払いに使用していないコード決済アプリで返金するのは極めて不自然**です。
- ・通販サイトを利用する際は、**販売業者の所在地や連絡先、販売責任者名など販売業者の情報**をしっかりと確認しましょう。



山口県消費生活センター TEL:083-924-0999 (相談) / 083-924-2421 (消費者教育)
〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 FAX:083-923-3407

山口県消費生活センター

検索

相談受付時間 [月～金] 8:30～17:00 ※土曜・日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 [月～金] 9:00～16:30(入場受付16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前に御連絡をお願いします。

動画を見るだけで報酬？
それ、詐欺かもしれません！



①

仕事をあっせんする内容の SNS 広告

- 動画を見るだけで、数千円から数万円稼げる。
- SNSを見てお金を貯めませんか。など

②

動画視聴などで報酬を支払い、信用させる

- SNSでやり取りし、動画を見るなどの仕事を行わせ、実際に報酬を支払う。

③

現金を引き出そうとすると逆に現金振込を要求

- 取引のミスで違約金が発生している。
- ミスを解消するための費用が必要。など

④

仕事を継続する名目で現金を振り込ませる

- 仕事を継続するにはアカウント登録が必要。
- さらに高収入を得られる仕事がある。など

お知らせ

募集締め切りまであとわずか
～募集期間は 令和6年9月30日（月）まで！～



わたしの消費のSDGs
フォトコンテスト



消費者ホットライン「188」 御案内の流れ

郵便番号が分かる

1

→ ○郵便番号(7桁)入力
を押す

郵便番号が分からない

2

→ ○固定電話の場合は地域を
選択。携帯の場合は最寄りの窓口へ

お住まいの市町の
消費生活センターや相談窓口

又は

山口県消費生活センターなど